

公告 第637号

## 組合規程の一部変更について

平成30年7月27日付SCSK健発第313号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

平成30年8月1日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

### ■変更する規程

- ・ICTを利用したインセンティブ事業実施規程

以上

ICTを利用したインセンティブ事業実施規程  
新旧条文対照表

新	旧
<p>「略」</p> <p><u>(適用事業所が実施するインセンティブ事業)</u></p> <p><u>第4条 適用事業所におけるインセンティブとして、第3条に定める実施内容に加え、事業所独自の健康ポイント(Pepポイント)を付与することができるものとする。</u></p> <p><u>具体的な事業内容は、毎年度、適用事業所毎に取り決めるものとする。</u></p> <p>(委託先)</p> <p>第5条 「略」</p> <p>(費用負担)</p> <p><u>第6条 健康ポータルサイトの利用料および第3条に定めるインセンティブに係る費用は、委託先からの請求に基づき全額組合が支払うものとする。</u></p> <p><u>2 第4条に定めるインセンティブに係る費用は、委託先からの請求に基づき組合が立替えたうえで、適用事業所毎に実費を請求するものとする。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成30年7月1日から施行する。</p>	<p>「略」</p> <p>新設</p> <p>(委託先)</p> <p>第4条 「略」</p> <p>(費用負担)</p> <p><u>第5条 健康ポータルサイトの利用料およびインセンティブに係る費用は全額組合負担とする。</u></p>